

被扶養者  
確認したく  
冬支度



令和5年  
12月号



健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

未提出の  
事業主さまへ

## 被扶養者資格の再確認にご協力ください！

協会けんぽでは保険給付の適正化を目的に、毎年度被扶養者資格の再確認を行っています。  
令和5年12月8日(金)が提出期限となっていました。未提出の事業主さまは、早急に被扶養者資格を確認いただき、ご提出ください。



### 送付時期

令和5年10月25日から11月13日にかけて、  
事業主さまへ「被扶養者状況リスト」を送付済み  
※再確認対象者がいない事業主さまには送付していません。



### 再確認の対象となる方

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者  
※令和5年4月1日以降に扶養となった方は除く

### 添付書類について

#### 被保険者と別居している被扶養者

仕送りの事実と仕送り額が  
確認できる書類。



#### 海外に在住している被扶養者

海外特例要件に該当している  
ことが確認できる書類。

#### 実態同居している被扶養者

被保険者及び被扶養者の  
住民票。



詳しくは  
こちらから



被扶養者資格の再確認についてのお問い合わせ先はこちら

☎ 086-803-5780 (協会けんぽ岡山支部 業務グループ)  
受付時間 月～金 8:30～17:15 ※土日祝は除く

## 健康保険委員表彰を行いました！

協会けんぽでは、健康保険の事務に携わり、健康保険事業の推進にご協力いただける被保険者の方を健康保険委員として委嘱しています。令和5年11月9日(木)には、健康保険委員としての功績が特に顕著と認められる方の表彰を行いました。



健康保険委員にはメリットがたくさん！！

メリット

- ① 事務手続きや申請書の詳しい書き方がわかる  
「協会けんぽGUIDEBOOK」がもらえる！



メリット

- ② 健康保険委員限定の広報誌  
「健康保険委員だより」を定期的にお届け！



メリット

- ③ 研修会に参加できる！

詳しくは  
こちらから

メリット

- ④ 会費・資料代は無料！



# 「医療費のお知らせ」をお送りいたします！

事業主さまあてに、従業員さまの「医療費のお知らせ」をお送りいたしますので、従業員さまへの配布をお願いします。

送付時期

令和6年  
1月 中旬～1月下旬

通知対象

令和4年 10月診療分 ～ 令和5年 8月診療分



## 税務署からのお知らせ

「医療費のお知らせ」は確定申告の医療費控除にご利用できます！

「医療費のお知らせ」を添付すると、明細書の記入が一部省略できます。

お手続きについては、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

国税庁HP  
(確定申告書等  
作成コーナー)



## 12月22日は何の日??

正解は **ジェネリック医薬品の日!**

病院・薬局では

「ジェネリックをお願いします」の一言を



## だから選ぼう! ジェネリック医薬品

新薬(先発医薬品)より  
**安い!**

ジェネリック医薬品は、新薬の有効成分を利用して開発されるため、開発期間・コストを大幅に抑えることができます。

新薬と比べるとお薬代が  
3割から5割程度安くなりますよ!



安全性も、効き目も、  
**新薬と一緒に!**

ジェネリック医薬品は、新薬と同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると厚生労働省が承認したお薬です。様々な試験を行い、その品質は新薬と同等であると厚生労働省から保証されています!

ジェネリック医薬品  
使用割合(令和5年5月時点)

岡山支部 **81.4%**

岡山支部は

**全国平均以下!** (全国平均 82.6%)

ジェネリック医薬品の使用割合は、保険料率設定に関するインセンティブ制度の評価項目の一つです! ジェネリック医薬品を正しくご理解いただき、使用促進へのご協力が、岡山支部の医療費の引下げにも繋がります!



## 協会けんぽ岡山支部 年末年始の業務案内

年末業務 令和5年 **12月28日(木) 17:15まで**

年始業務 令和6年 **1月 4日(木) 8:30から通常業務**

ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

